

検察起案作成上の注意点

検察教官室

第1 公訴事実（又は不起訴裁定書の実事）について

公訴事実（又は不起訴裁定書の実事）の作成要領については、検察講義案（平成24年版）77頁から82頁まで及び104頁並びに同付録222頁から259頁までを参照すること。

1 犯罪の日時について

できる限り特定して記載することを要するが、一定の幅が生じることがやむを得ない場合があるので、「〇年〇月〇日午後〇時〇分頃」などと漢字で「頃」を付記する。

証拠関係によっては「〇年〇月〇日頃」、「〇年〇月上旬頃」、「〇年〇月頃」などと記載する場合もあり、更に幅をもたせた特定しかできない場合もあり得る。

2 犯罪の場所について

例えば、路上のように地番まで付されていない場所については、直近の地番を用い、「〇〇番地付近路上」、「〇〇番地先交差点」などと表示する。

道府県名は、道府県庁所在地及び政令指定都市につき、その記載を省略することができる。

3 犯罪の客体について

被害者は、氏名を記載することにより特定し、特にそれが意味をもつ場合を除いてその職業、肩書き等を記載しない。

生命・身体等に関する罪、恐喝罪、強盗罪、強姦罪等、被害者の年齢が意味をもつ場合には、被害者の年齢を記載する。この場合、被害者の氏名に続けて括弧書きで記載するが、被害者が生存しているか、死亡しているかを問わず、「(当時〇〇歳)」として被害当時の年齢を記載することとする。

4 犯罪の手段、方法について

凶器等を特定して記載するが、それが押収されている場合であっても、領置番号（符号）などの記載は、不要である。凶器等の正式な名称や個数の表記等については、押収関係書類により確認する。

5 犯罪の行為、結果等について

実行行為と結果を簡潔に記載し、かつ、「よって」という文言などを用いて、その因果関係を明らかにする。なお、「もって」は法的評価を示すものである。

傷害の結果に関し、傷病名が多数ある場合には、主たる傷病名を記載し、その

他の傷病名の記載を省略して、末尾に「等」を付記するのが一般的である。

「加療」、「全治」等のいずれで表記するかは、診断書等の表記に従うのを原則とする。なお、受傷日と診断書作成日が異なり、期間の起算日が診断書作成日からとなっている場合には、受傷日からの期間を算出する。

## 6 動機について

検察起案においては、動機は原則として記載不要である。

## 7 その他

併合罪の関係にある複数の事実は、各事実ごとに「第1…」、「第2…」と分けて記載するが、第1の段落の直前及び各事実の段落の間（第1と第2の間等）を読点で区切らない。そして、末尾の「…（た）ものである。」は、改行した上、「第」の位置にそろえて記載する。

## 第2 罪名（及び罰条）について

罪名は、原則として、検察講義案付録215頁以下の罪名表に記載されている「実務で使用されている罪名」を用いる。

法令の改廃の有無にかかわらず、現行法令を適用することとなるので、事件当時の法令の適用の有無を考慮する必要はない。

## 第3 求刑（又は裁定主文）について

- 1 起訴を選択した場合、起訴時における求刑を決定し、公訴事実、罪名及び罰条に引き続き記載する。
- 2 求刑は、被告人ごとに決定し、刑名を明確にした上で（懲役・禁錮、罰金・料の区別を明らかにする。）、刑期、金額を明示する。
- 3 没収は、対象物を品名と数量で特定するなどし、特定のために必要な場合を除いて領置番号（符号）を記載しない。追徴は、価額を明示する。没収・追徴を求刑する場合は、その要件を満たすことを明示する。
- 4 その他求刑に関しては、検察講義案162頁及び163頁を参照すること。
- 5 不起訴を選択した場合、罪名及び裁定主文を事実面に引き続き記載する。

## 第4 検察講義案との関係について

以上の検察起案作成上の注意点の内容と検察講義案の内容との間に齟齬がある場合には、検察起案作成上の注意点によることとする。

以上